

滋賀県事業継続支援金の申請期限の延長について

国の事業復活支援金の申請期限延長に伴い、

滋賀県事業継続支援金の申請期限を **令和4年(2022年)8月1日(月)** に延長しました。

① 滋賀県事業継続支援金(第4期) (県)

☑ **支給対象者**: 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中小企業等・個人事業主のみなさまのうち、国の「事業復活支援金」(下記②)を受給し、県内に事務所または事業所を有する方。

☑ **支給額**: 中小企業等: 20万円 個人事業主: 10万円

※1事業者につき1回の申請まで(第4期) ※第1期～第3期との併給可

☑ **申請受付期間**:

令和4年(2022年)3月16日(水)～7月中旬 **8月1日(月)に延長**

※国の「事業復活支援金」を受給されていない事業者は対象外となります。
(受給されていない事業者は、まずは国の「事業復活支援金」の申請をご検討ください。)
ただし、国の対象とならないいわゆる「みなし法人」については、県の支給対象となる場合があります。

事業継続支援金HP



【お問い合わせ先】

滋賀県事業継続支援金コールセンター TEL:0570-200-575 平日9:00～17:00

② 事業復活支援金 (国)

☑ **給付対象者**: 新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)

☑ **申請受付期間**: 令和4年(2022年)1月31日(月)～5月31日(火) **6月17日(金)**

- ・申請に必要な「申請IDの発行」は**5月31日(火)まで**
- ・申請前に必要な「登録確認機関による事前確認」の実施は**6月14日(火)まで**
- ・差額給付の申請期間は**令和4年(2022年)6月1日(水)～6月30日(木)**

☑ **給付額(上限額)**: ※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高1億円以下※	年間売上高1億円超～5億円※	年間売上高5億円超※
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

☑ **算出式**: 給付額=(基準期間*¹の売上高)-(対象月*²の売上高)×5

*¹ 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間
(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)

*² 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

(基準期間の同月と比較して売上が50%以上または30%以上50%未満減少した月であること)

【お問い合わせ先】

電話番号:0120-789-140 利用時間:8:30～19:00(土日・祝日を含む全日対応)

事業復活支援金HP

